

柏市浄水器等設置補助金交付要綱

制定 令和 6 年 1 0 月 1 日

施行 令和 6 年 1 0 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する者に対し、柏市浄水器等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、飲用水の安全性の向上を図り、もって地下水汚染対策の推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地下水汚染 市内の飲用水として使用している井戸の水質について、別表第 1 に基づき検査した結果、各項目がその基準値または暫定指針値（以下「基準値等」という。）を超過して検出されることをいう。

(2) 飲用水 日常生活において炊事のために利用し、又は飲み水として使用する水をいう。

(3) 住宅等 市内の居宅または事業所として使用している建築物のことをいう。

(4) 浄水器 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 地下水汚染が確認されている飲用水を供給する給水管に接続できること。

イ J I S 規格または浄水器協会で定められた規格基準を基に性能評価されている又は N S F 認証を得ていること。

ただし、一般細菌又は大腸菌に係る地下水汚染に対して設置するものであって、一般細菌又は大腸菌を処理する能力が確認できるものについては、この限りでない。。

ウ 性能の保証期間が 1 年以上であること。

(5) ウォーターサーバー 交換式のタンクから飲用水を供給する機器

(6) 補助対象設備 第5号及び第6号に規定する浄水器及びウォーターサーバーをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者をいう。

(1) 補助金の実績報告を行う日において、補助対象設備を設置した住宅等に居住又は住宅等を有し若しくは借り受け又は事業を実施していること。

(2) 補助対象設備として浄水器を設置する住宅等を第三者が所有している場合は、全ての所有者又は共有者から浄水器の設置についての同意を得ていること。

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと（住宅等にて事業を実施している者に限る。）。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（住宅等にて事業を実施している者に限る。）。

(6) 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ 宗教活動又は政治活動を目的とすると認められる事業

エ 公序良俗に反する等その他市長が不相当と認める事業
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表第2
のとおりとする。

(申請添付書類)

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次
に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された見積書等の写し
- (2) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納
税状況の情報について市が公簿で確認することに同意しない場
合に限る。）
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 全ての所有者の同意を証する書面（補助対象設備として浄水
器を設置する場合であって、住宅等を第三者が所有している場
合に限る。）
- (5) 地下水汚染があることを証する次のいずれかの書類の写し
（交付申請日より1年以内に採水した試料に係るものに限る。）

ア 計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条
第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量
仕業（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限
る。）

イ 柏市が発行した水質検査結果に関する書類

- (6) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕
様書等）
- (7) 処理能力等が確認できる書類（補助対象設備が浄水器の場合
に限る。）
- (8) 補助対象設備の設置位置が確認できる工事着工前の現況写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
(申請書提出期限)

第6条 申請書の提出期限は1月31日（同日が閉庁日の場合は、
その直前の開庁日）とする。

(標準処理期間)

第 7 条 申請書の提出から補助金の交付の可否に決定するまでに要する標準的な期間は、30 日とする。

（実績報告書添付書類）

第 8 条 規則第 12 条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

（1）住民票の写し（住民基本台帳の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合に限る。）

（2）補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

（3）補助対象設備の設置の状況が確認できる写真

（4）補助対象経費の支払いを証する書類・内訳書の写し

（5）補助対象設備の賃貸借契約書の写し（補助対象設備を賃借する場合に限る。）

（6）その他市長が必要と認める書類

（実績報告書提出期限）

第 9 条 実績報告書の提出期限は、3 月 14 日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）とする。

（処分の制限）

第 10 条 補助対象設備は、規則 17 条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、設置した日から起算して 5 年を経過した場合は、この限りでない。

（補助金の決定等の取消等）

第 11 条 市長は、補助決定者等が偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付し、その旨を補助決定者等に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の再交付申請）

第 12 条 第 3 条第 1 項第 1 号の設備において補助金の再交付申請

をしようとする者は、交付の決定を受けた日から５年を経過した後でなければ、補助金の交付申請をすることができない。

（補則）

第１３条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年９月８日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項第 1 号）

項 目	分 析 方 法	基 準 値（暫 定 指 針 値）
P F O S 及 び P F O A	「水 質 汚 濁 に 係 る 人 の 健 康 の 保 護 に 関 す る 環 境 基 準 等 の 施 行 等 に つ い て」（令 和 2 年 5 月 28 日 環 水 大 水 発 第 2005281 号・環 水 大 土 発 第 2005282 号） 付表 1 に 定 め る 方 法，又 は 水 質 管 理 目 標 設 定 項 目 の 検 査 方 法（平 成 15 年 10 月 10 日 付 け 健 水 発 第 1010001 号）に 定 め る 方 法	50ng/L
一 般 細 菌	水 質 基 準 に 関 す る 省 令 の 規 定 に 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 方 法（平 成 15 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 261 号）	100 個 /mL
大 腸 菌		検 出 さ れ な い こ と
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物		0.003mg/L
水 銀 及 び そ の 化 合 物		0.0005mg/L
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物		0.01mg/L
鉛 及 び そ の 化 合 物		0.01mg/L
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物		0.01mg/L
六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.02mg/L
亜 硝 酸 態 窒 素		0.04mg/L
シ ア ン 化 合 物 イ オ ン 及 び 塩		0.01mg/L

化シアン		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L
フッ素及びその化合物		0.8mg/L
ホウ素及びその化合物		1mg/L
四塩化炭素		0.002mg/L
1, 4-ジオキサン		0.05mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/L
ジクロロメタン		0.02mg/L
テトラクロロエチレン		0.01mg/L
トリクロロエチレン		0.01mg/L
ベンゼン		0.01mg/L
カドミウム	地下水の水質汚濁に係る環境基準についての別表に定める方法（環境庁告示第10号）	0.003mg/L
総水銀		0.0005mg/L
セレン		0.01mg/L
鉛		0.01mg/L
ヒ素		0.01mg/L
六価クロム		0.02mg/L
全シアン		検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L
ふっ素		0.8mg/L
ほう素		1mg/L
四塩化炭素		0.002mg/L
1, 4-ジオキサン		0.05mg/L
1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/L
ジクロロメタン		0.02mg/L

別表第 2（第 4 条）

対象経費	要件	補助率	上限額
浄水器（本体及び設置に要する費用）	住宅等の敷地に隣接する道路に配水管が敷設されていない	対象経費の 3 分の 2	1 5 万円
ウォーターサーバー（賃借料及び利用料）	住宅等の敷地に隣接する道路に配水管が敷設されているが、敷地内に給水管を引き込んでいない	対象経費の 3 分の 2	月額 5 千円（最大 6 ヶ月）
浄水器（賃借料及び利用料）			

備考

- 1 補助額は対象経費に補助率を乗じて得た額とし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、更に当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助対象設備は、住宅等につき 1 基とする。ただし、一つの住宅等において 2 世帯同居している場合は、この限りでない。